

公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団 物品売買等競争入札参加者の手引

公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団（以下、「事業団」という。）が発注する物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務の提供（以下「物品売買等」といいます。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」といいます。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」といいます。）が遵守すべき事項等の概要をまとめましたので、入札参加者は、この手引を熟読して入札に参加してください。

第 1 適正かつ公正な入札の確保

- 1 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、広島市契約規則（昭和 39 年広島市規則 28 号。以下「契約規則」という。）その他関係法令等を遵守するほか、事業団の要綱、要領等に定める入札の手順等に従うとともに、2 の事項に留意して、適正かつ公正に入札に参加しなければならないこと。
- 2 次の事項に違反した場合には、その関係者に対して競争入札参加資格の取消し、指名停止措置等を行うことがあること。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）及び刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 等に抵触する行為を行わないこと。
 - (2) 入札参加者は、入札価格又は入札参加について、他の入札参加者といかなる相談も行わず、独自の判断・意思に基づいて決定しなければならないこと。
 - (3) 入札参加者は、落札者の決定前において、他の入札参加者に自らの入札価格を意図的に開示してはならないこと。
 - (4) 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格あるいはそれらの目安を知るために、職員に質問や確認を行ったり、威力や金銭を用いて聞き出すなどの働きかけをしてはならないこと。

第 2 入札の延期・中止等

- 1 公正・適正に入札を執行することができないと判断される次のような場合には、入札の執行を延期し、又は中止することがあること。
 - (1) 天災地変があった場合
 - (2) 郵便による事故の発生等により郵便入札の執行が困難となった場合
 - (3) 入札参加者の談合や不穏な行動に関する情報の提供等があった場合
 - (4) その他入札を公正・適正に執行することができないと判断される場合
- 2 前記 1 により入札の執行を延期し、又は中止したことに伴い入札参加者に発生した損害については、事業団は一切の負担を負わないこと。
- 3 入札公表後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行う場合には、事業団のホームページのトップページの「契約情報」に掲載するので入札前に確認すること。

第 3 一般競争入札参加資格の確認申請等

- 1 一般競争入札に参加しようとする者は、その入札公表に示された入札参加資格（以下「入札参加資格」といいます。）を有する者でなければならないこと。
- 2 入札参加資格に、「広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有するものであること。」との要件がある場合は、広島市契約規則第 3 条第 3 項の規定により作成する名簿（広島市物品その他役

務の提供競争入札参加資格者名簿)の入札参加者の所在区分が、市内又は準市内でなければならないこと。

- 3 一般競争入札(第7の「入札後資格確認型一般競争入札」を除きます。)に参加しようとする者は、入札公表に示された入札前の期限までに、入札参加資格確認申請書等(一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認書類をいいます。以下同じ。)を提出し、入札参加資格を有することの確認を受けなければならないこと。
- 4 入札参加者は、入札公表又は指名通知(以下「入札公表等」といいます。)の日から落札者の決定までの間のいずれの時点においても、入札参加資格を満たしていなければならないこと。

第4 入札書の提出等

【共通的事項】

入札参加者は、その入札書等(入札書及び入札書の提出の際に併せて提出(添付)すべきもの。以下同じ。)を事業団に持参して提出する場合には、次に掲げる事項に従うこと。

- 1 入札参加者は、事業団が示す仕様書、入札説明書、図面等の関係図書、契約に関する規定、契約書案(契約約款案を含みます。)その他の契約に必要な事項について、あらかじめ熟読・検討し、これらの書面の記載内容等を了承した上で、入札書の提出等を行うこと。この場合において、これらの書面の記載内容に疑義又は不明な点があるときは、事業団に説明を求めることができること。
- 2 入札書等において用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- 3 代表者及び届出代理人(代表者から継続して委任を受けている旨の届出がされている者)(以下「代表者等」といいます。)でない者が、当該入札において代理人(届出代理人から委任を受けている復代理人を含みます。)として入札する場合は、入札開始前に代表者等からの委任状を提出すること。

なお、代表者等が記名・押印した入札書を営業社員等の使者が代表者等の指示に基づいて提出等をする場合は、委任状は不要であること。

- 4 入札参加者は、一切の諸経費を含めた入札金額を見積もること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てるが、単位当たりの価格の場合は端数処理を行わないこと。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、その見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 入札書等を提出した後においては、その書換え、差換え、撤回等は一切認めないこと。
- 6 入札回数は、3回を限度とすること。
- 7 初度入札において、予定価格の制限の範囲内(第9の「最低制限価格の設定〔役務の提供に限る。〕」の対象であるときは、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上)の価格(以下「予定価格内の価格」という。)がない場合は、直ちに再度の入札を行うこと。
- 8 再度入札において、予定価格の制限の範囲内(第9の「最低制限価格の設定〔役務の提供に限る。〕」の対象であるときは、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上)の価格(以下「予定価格内の価格」という。)がない場合は、直ちに再々度の入札を行うこと。
- 9 前記7及び8の再度入札又は再々度入札については、初度入札又は再度入札に参加しなかった

者及び無効な入札をした者は、これに参加することができないこと。

- 10 入札参加者は、入札場所において、他の入札参加者同士で会話したり、又は携帯電話を使用したりしないこと。
- 11 入札場所には、入札参加者及び入札執行事務に関係のある職員並びに立会職員以外の者は、入場することができないこと。
- 12 入札参加者は、入札執行中においては、入札執行職員がやむを得ない事情があると特に認める場合を除き、入札場所から退場しないこと。
- 13 入札日時に遅れた入札参加者は、その入札に参加できないものであること。ただし、事業団の事情により入札日時を延期等したときは、この限りでない。

【入札を行う入札参加者】

- 1 入札を行う入札参加者は、入札公表等において示された日時及び場所において、入札書等を持参して提出すること。
- 2 入札書には、入札金額等の必要事項を記載し、記名・押印（押印は、あらかじめ使用印鑑として広島市に届け出ている印鑑によること。以下同じ。）した上、定形封筒に入れて提出すること。
ただし、入札公表等においてこれと異なる提出方法を定めている場合は、当該入札公表等に定める提出方法によること。
- 3 入札書の提出前に記載事項を訂正する場合（入札金額の訂正は認められない。）は、当該訂正部分を二本線で抹消して正しく加筆し、①その上に押印するか、あるいは、②入札書中の余白部分に「○字消除○字加入」と記載し、その上に押印すること。

第5 入札の辞退

入札参加者は、入札書を提出するまでは、次に掲げる区分に従い、いつでも入札（再度入札又は再々度入札を含みます。）を辞退することができること。また、辞退者は、これを理由として、以後の指名競争入札の指名等において不利益な取扱いを受けないこと。

- 1 指名通知を受けた指名競争入札案件の初度入札の執行前に辞退する場合は、入札書の提出期限（郵便入札は到達期限）までに、所定の入札辞退届を、入札担当課に原則として持参して提出すること（持参できないことについてやむを得ない事情がある場合や入札時刻に間に合わない場合には、事前に事業団に連絡し、指示を受けること。）。
- 2 指名通知を受けた指名競争入札案件又は一般競争入札案件の再度入札又は再々度入札の執行時に辞退する場合は、入札書の入札金額欄を空欄とし、当該入札金額欄の上の部分に「辞退」と明記して提出すること。

第6 開札並びに落札者の決定及び保留

- 1 開札は、入札公表等において示された日時及び場所において行い、立ち会う者は1者につき1名を認める。
- 2 落札者の決定は、有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内（第9の「最低制限価格の設定〔役務の提供に限る。〕」の対象であるときは、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上）で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- 3 前記2にかかわらず、入札案件が、第7の「入札後資格確認型一般競争入札」である場合で予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者がいるとき、又は第8の

「低入札価格調査」の対象である場合で調査基準価格を下回る価格をもって有効な入札書を提出した者があるときは、これらの者に係る落札者の決定を保留すること。

- 4 前記3で落札者の決定を保留された者（以下「落札候補者」といいます。）については、開札日以後において、その入札参加資格の有無の確認又は低入札価格調査を実施した上で、落札者の決定をすること。
- 5 前記4の入札参加資格の有無の確認又は低入札価格調査を実施した結果、落札候補者を落札者としなない場合には、予定価格の制限の範囲内において落札候補者の次に低い価格で有効な入札書を提出した者（以下「次順位入札者」といいます。）を新たな落札候補者とし、順次、同様にして、落札者の決定をすること。
- 6 予定価格の制限の範囲内（第9の「最低制限価格の設定〔役務の提供に限る。〕」の対象であるときは、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上）で最低の価格をもって有効な入札書を提出した同価の入札者（落札候補者）が2人以上ある場合は、開札後直ちにこれらの入札者でくじを引き、落札者（落札候補者）を決定すること。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない事業団職員がその者に代わってくじを引くものであること。

第7 入札後資格確認型一般競争入札

1 落札者の決定方法

- (1) 入札後資格確認型一般競争入札で入札を行う案件については、開札の結果、予定価格の制限の範囲内（第9の「最低制限価格の設定〔役務の提供に限る。〕」の対象であるときは、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上）で最低の価格をもって有効な入札書を提出した落札候補者がある場合は、落札者の決定を保留すること。
- (2) 落札候補者については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準としてその入札参加資格の有無の確認を行い、入札参加資格があると確認された場合は、落札者として決定すること。

なお、落札候補者が第8の「低入札価格調査」の対象者であるときは、入札参加資格の有無の確認後に低入札価格調査を実施した上で、落札者の決定をすること。

2 入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 落札候補者となった者は、開札後、入札公表等に表示された日時までに入札参加資格確認申請書等を提出すること。
- (2) 落札候補者が入札参加資格を有しない場合又は入札参加資格確認申請書等を提出期限までに提出しない場合（以下「入札参加資格を有しない場合等」といいます。）は、次順位入札者が新たな落札候補者となるので、次順位入札者は、入札参加資格確認申請書等を指定する期限までに提出すること。
- (3) 次順位入札者も入札参加資格を有しない場合等は、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札書を提出した他の入札参加者のうち価格の低い者から、順次、同様にして、その入札参加資格の有無の確認を行うこと。
- (4) 上記のほか、入札参加者は、広島市物品売買等に係る入札後資格確認型一般競争入札実施要領の定めるところに従うこと。

第8 低入札価格調査〔役務の提供に限る。〕

1 低入札価格調査の実施

低入札価格調査は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者がある場合において、当該価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときに、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札書を提出した他の者のうち最低の価格をもって入札書を提出した者を落札者とするものであること（地方自治法施行令第167条の10第1項等）。

2 低入札価格調査の対象

低入札価格調査を実施する入札案件は、委託業務の入札案件で、入札公表等においてその旨が示されているものであること。

3 落札者の決定の保留等

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者がある場合において、当該価格が調査基準価格を下回る価格であるときには、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を実施した上で、落札者の決定をすること。この場合、低入札価格調査の対象となる入札参加者は、低入札価格調査に協力しなければならないこと。

4 低入札価格報告書の提出

低入札価格調査の対象となる落札候補者は、別途事業団が指定する期限までに、委託業務低入札価格報告書（「従事者支払賃金計画書」「従事者配置計画」を含む。）（以下「低入札価格報告書」といいます。）を提出すること。提出する低入札価格報告書については、記名・押印をすること。記名・押印がない場合は、その入札を無効とすること。

5 低入札価格調査確認

低入札価格調査の結果により契約内容に適合した履行がされると認められた契約については、低入札価格報告書のとおり履行されたかの確認を受けるため、業務完了後（履行期間が複数年の契約の場合は、各履行年度の業務完了後）、委託業務実施報告書の提出期限までに、委託業務低入札価格調査確認報告書（以下「低入札価格調査確認報告書」といいます。）をその委託業務実施報告書と合わせて事業団に記名・押印のうえ提出すること。

6 上記のほか、低入札価格報告書及び低入札価格調査確認報告書の作成については、「委託業務低入札価格報告書等作成手引」によること。

第9 最低制限価格の設定〔役務の提供に限る。〕

1 最低制限価格制度の概要

最低制限価格制度は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者がある場合において、当該価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときに、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札書を提出した者のうち最低の価格をもって入札書を提出した者を落札者とするものであること（地方自治法施行令第167条の10第2項等）。

2 最低制限価格制度の対象

最低制限価格制度の対象となる入札案件は、委託業務の入札案件で、入札公表等においてその旨が示されているものであること。

3 入札の無効等

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で提出した入札の価格が最低制限価格を下回る価格であるときには、その入札を無効とするものであること。
- (2) 予定価格の制限の範囲内の価格で提出した入札の価格が最低制限価格を下回る価格であるときには、その再度入札（地方自治法施行令第167条の8第4項による再度の入札のこと）に参加できないこと。

第10 入札金額内訳書の添付（提出）〔一部の契約に限る。〕

- 1 入札参加者は、入札金額内訳書（入札金額の内訳を明らかにする書類）を作成し、次により、添付（提出）すること。なお、落札候補者が、入札金額内訳書を提出しない場合やその他一定の事由に該当する場合は、その者のした入札を無効とすること。
 - (1) 初度入札
入札書の提出の際に併せて提出
 - (2) 再度入札を実施する場合
落札候補者は、入札公表等に定める提出期間、場所及び方法により提出
- 2 提出する入札金額内訳書については、記名・押印をすること。記名・押印がない場合は、その入札を無効とすること。

第11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とすること。

- 1 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者のした入札
- 2 入札参加資格を有しない者のした入札
- 3 入札書等を指定の日時までに指定の場所に提出（到達）しなかった入札
- 4 入札書に記名・押印のない入札
- 5 開札日から落札者の決定までの間に競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
- 6 入札書に入札金額若しくは件名を記載せず、又はそれらの記載がはっきりしない入札
- 7 同一の入札において、2通以上の入札をしたもの
- 8 同一の入札において、他の者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をする者のした入札
- 9 委任状を提出していない代理人のした入札
- 10 入札金額を改ざんし、又は訂正した入札
- 11 予定価格を事前公表する入札案件において、予定価格を超える金額でした入札
- 12 最低制限価格を下回る金額でした入札
- 13 再度入札又は再々度入札において、前回入札（無効となった入札を除きます。）の最低金額以上の入札金額でした入札
- 14 入札書の入札金額と入札金額内訳書の合計金額とが一致しない入札
- 15 件名の異なる入札書等の提出をした入札
- 16 入札参加資格確認申請書等又は低入札価格報告書を提出期限までに提出しない者のした入札
- 17 その他入札に関する条件に違反した入札

第 1 2 契約の締結

1 契約保証金

- (1) 落札者は、契約を締結する日時までに契約金額に 100 分の 10 を乗じて得た額以上の契約保証金（単価契約の場合は、その都度理事長が定める額の契約保証金）を納付すること。ただし、落札者が保険会社との間に事業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、その他契約保証金の納付を要しないとされたときは、この限りでないこと。
- (2) 契約保証金（これに代えて提供された担保を含みます。以下同じ。）は、当該契約の内容に従った履行が終わった後において還付するものであること。ただし、落札者が契約上の義務を履行しない場合は、当該契約保証金は還付せず、事業団に帰属すること。
- (3) 契約保証金には、利子を付さないこと。

2 契約の締結等

- (1) 落札者は、事業団が交付する契約書に記名・押印した上、事業団が定めた日に提出すること。
- (2) 落札者が正当な理由なく、契約を締結しない場合は、事業団は、落札者の決定を取り消すこと。また、この場合において、落札者は損害賠償金（契約予定金額の 100 分の 5）を事業団に支払うこと。

3 契約の確定等

- (1) 契約は、理事長が落札者とともに契約書に記名・押印したときに確定すること。
- (2) 複数年契約などについては、予算の議決が得られることを契約締結の条件として、入札及び落札者の決定を行うこと。この場合において、当該入札案件に係る予算の議決がなされないときは、入札前にあつては入札を中止し、又は落札者の決定後にあつては契約を締結しないことがあること。
- (3) 前記(2)の場合においては、事業団は損害賠償の責めを負わないこと。

第 1 3 契約の適正な履行等

1 契約の適正・誠実な履行

契約の相手方となった落札者（以下「受注者」といいます。）は、契約書及び契約約款に基づき、仕様書等に定めるところに従い、労働関係諸法等の法令を遵守して、契約を適正・誠実に履行しなければならないこと。

2 権利義務の譲渡制限等

受注者は、契約により生ずる権利・義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならないこと。ただし、あらかじめ書面により事業団の承諾を得た場合は、この限りでないこと。

3 再委託の原則禁止

- (1) 受注者は、契約の履行の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならないこと。ただし、あらかじめ書面により事業団の承認を得た場合は、当該契約の履行の一部（ただし、当該契約の主たる部分を除いた部分に限る。）を第三者に請け負わせ、又は委任することができること。
- (2) 受注者は、(1)にのっとり、業務の一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任する場合は、下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第 1 条の 2 第 3 号に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の契約に際し、次の①から③のいずれかに該当する者がその当事者として選定されることがないよう、必要な措置を講じなければならない。
 - ① 広島市の競争入札参加資格の取消しを受けた者で、事業団及び広島市の競争入札に参加す

ることができない期間を経過しないもの

② 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱により指名停止の措置を受けた者で、指名停止の期間が経過しないもの

③ 暴力団（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（昭和62年11月1日施行）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同要綱第2条第2項に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団等経営支配法人等（同要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等及び同条第4項に規定する被公表者経営支配法人等をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（同要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）である者

(3) 受注者は、(2)の③に掲げる者に該当するものを、資材、原材料等の売買その他の契約（契約を履行するために、受注者が行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）をいう。）において、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(4) 受注者は、(1)から(3)にのっとり、自ら下請負人（下請契約等の申込みを承諾した者をいう。以下同じ。）を定め、又は受注者以外の者によって下請負人が定められたときは、直ちに、全ての下請負人の商号又は名称その他必要な事項を事業団に通知するとともに、(2)のいずれかに該当する者がいないことについて、事業団の確認を受けなければならない。

(5) 受注者が契約の履行を同じ入札に参加した他の入札参加者（入札を辞退した者も含みます。）に委任（再委任）又は請け負わせること（再下請負）は原則としてできないこと。

第14 談合行為等の措置、暴力団等からの不当介入の排除等

1 受注者は、事業団発注契約について、談合行為等があったとき又は次のいずれかに該当する場合には、契約を解除し、指名停止措置等を行うことがあるほか、契約約款に定めるところに従い、損害金又は違約金を支払わなければならないことがあることに留意すること。

(1) 警察等捜査機関からの通報等により、受注者が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが判明したとき。

(2) 下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の締結に際し、その相手方となる事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることを知りながら、当該事業者と当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結したと認められるとき。

(3) 受注者が締結した下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方である事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが警察等捜査機関からの通報等により判明した場合（(2)に該当する場合を除く。）に、事業団が受注者に対して当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 契約の履行に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を事業団に報告するとともに、所轄警察署に届け出ること。報告又は届出がない場合は指名停止措置を行うことがあること。